

議案第7号

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和4年3月22日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示

(茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部改正)

第1条 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱(平成18年茂原市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

団体名	申請者	減免割合	備考
青少年相談員	責任者	10割	
PTA関係	会長	10割	長生郡茂原市PTA連合会含む
子ども会関係	会長	10割	

婦人会関係	会長	10割	
ボーイスカウト	会長	10割	
ガールスカウト	会長	10割	
文化協会関係	会長	10割	
青少年育成茂原市民会議	会長	10割	
茂原少年少女発明クラブ	代表	10割	
南総合合唱連盟	会長	10割	
アマチュア無線クラブ	会長	10割	
茂原市レクリエーション協会	会長	10割	
茂原市体育協会	会長	10割	
公民館連絡協議会	会長	10割	
公民館自主グループ	代表者	5割	
市内高等学校関係	校長	5割	
長生郡市広域市町村圏組合関係	責任者	10割	
自治会関係	自治会長	10割	
社会福祉関係団体	代表者	10割	

(茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部改正)

第2条 茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱（平成18年茂原市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

区分	団体名	申請者	減免割	備考
3号	青少年相談員	責任者	10割	
	PTA関係	会長	10割	長生郡茂原市PTA連合会 含む

	子ども会関係	会長	10割	
	婦人会関係	会長	10割	
	ボーイスカウト	会長	10割	
	ガールスカウト	会長	10割	
	文化協会関係	会長	10割	
	青少年育成茂原市民会議	会長	10割	
	茂原少年少女発明クラブ	代表	10割	
	南総合合唱連盟	会長	10割	
	アマチュア無線クラブ	会長	10割	
	茂原市レクリエーション協会	会長	10割	
	茂原市体育協会	会長	10割	
	公民館連絡協議会	会長	10割	
	公民館自主グループ	代表者	5割	
5号	市内高等学校関係	校長	5割	
	長生郡市広域市町村圏組合関係	責任者	10割	
	自治会関係	自治会長	10割	
	社会福祉関係団体	代表者	10割	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由 団体の解散による減免対象からの除外、団体名・申請者名等の表記変更、及び減免割合変更に伴い、所要の改正をするものです。